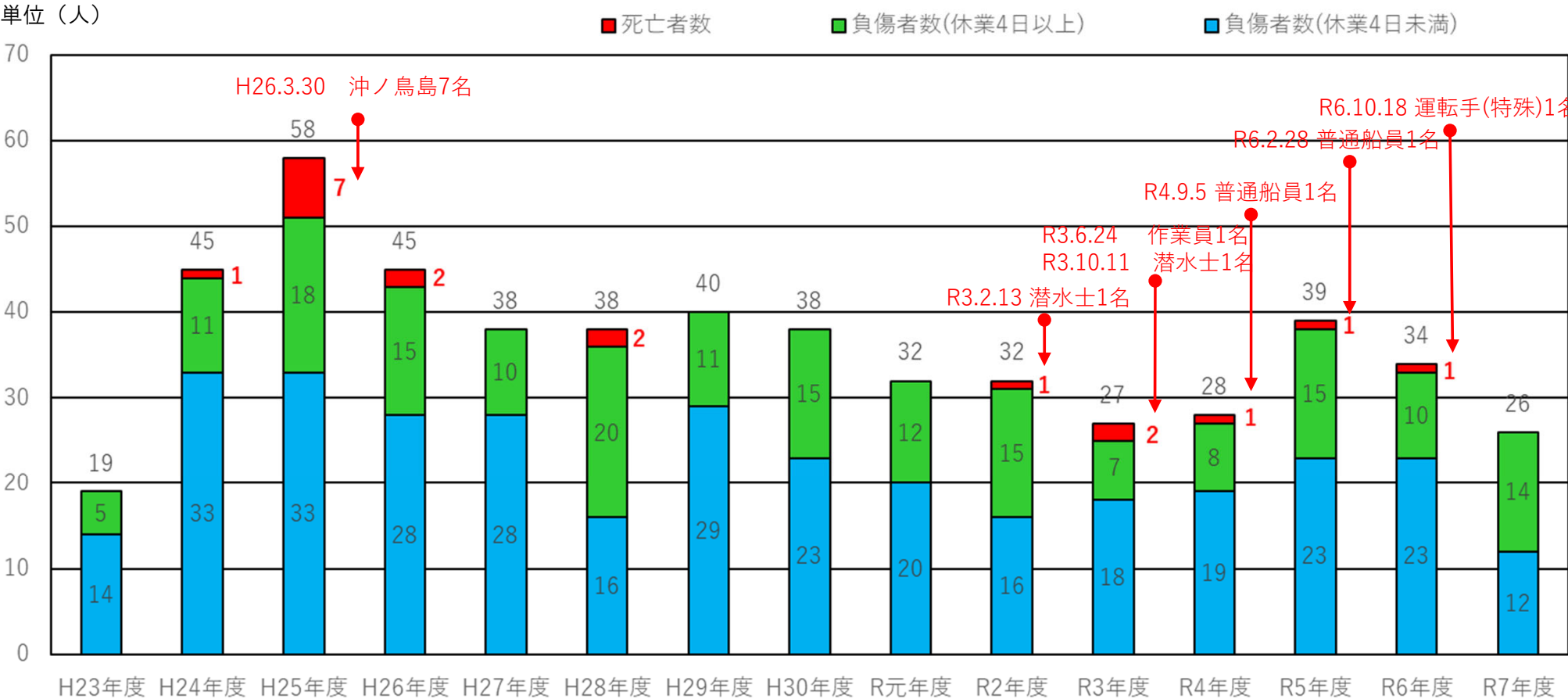


港湾工事等の安全対策について

北陸地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

港湾空港関係直轄工事・業務（支出委任・受託含）の死傷者数の推移

R8年3月31日時点速報値



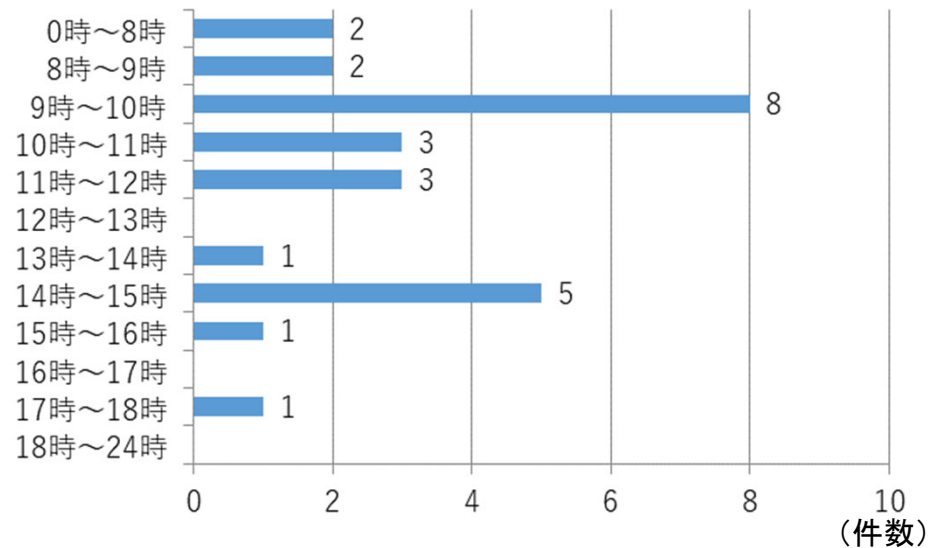
過去15年における型別死亡災害発生状況（港湾空港関係直轄工事・業務）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計	構成比
はさまれ・巻き込まれ		1														1	6%
激突され																0	0%
墜落・転落				1									1	1		3	17%
飛来・落下物にあたる						1										1	6%
おぼれ			7							1	1	1				10	56%
その他				1		1					1					3	17%
合計	0	1	7	2	0	2	0	0	0	1	2	1	1	1		18	100%

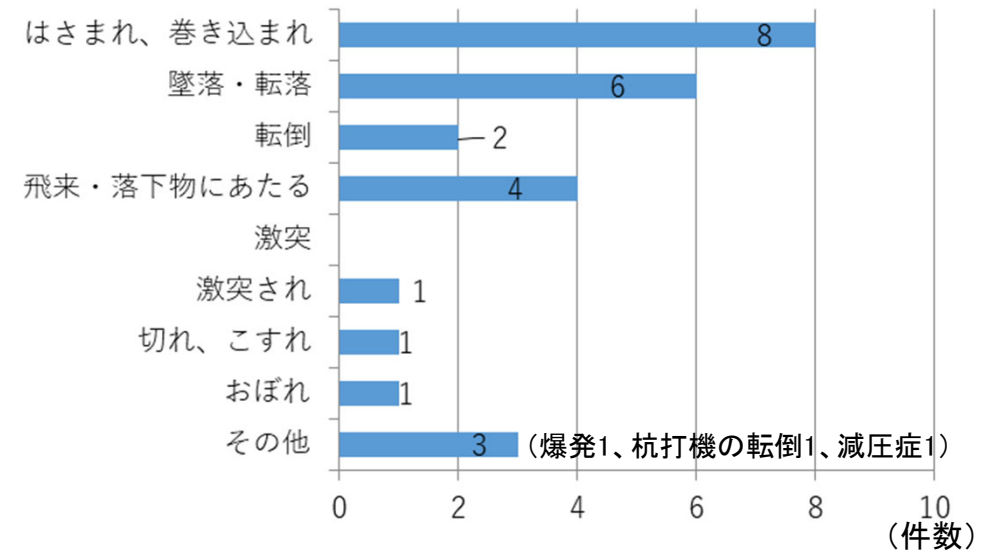
令和7年度工事・業務事故発生状況（負傷事故26件の内容分析）

R8年3月31日時点速報値

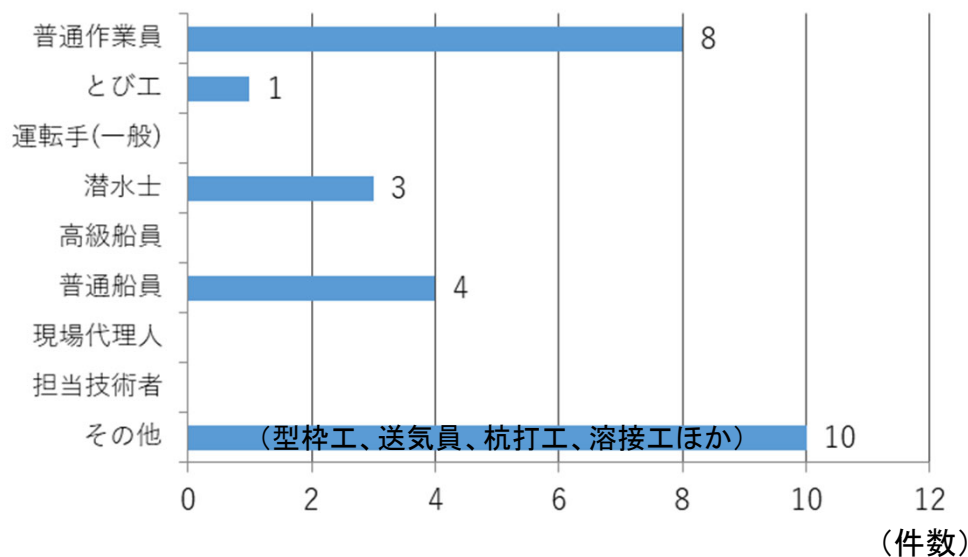
時間別発生状況



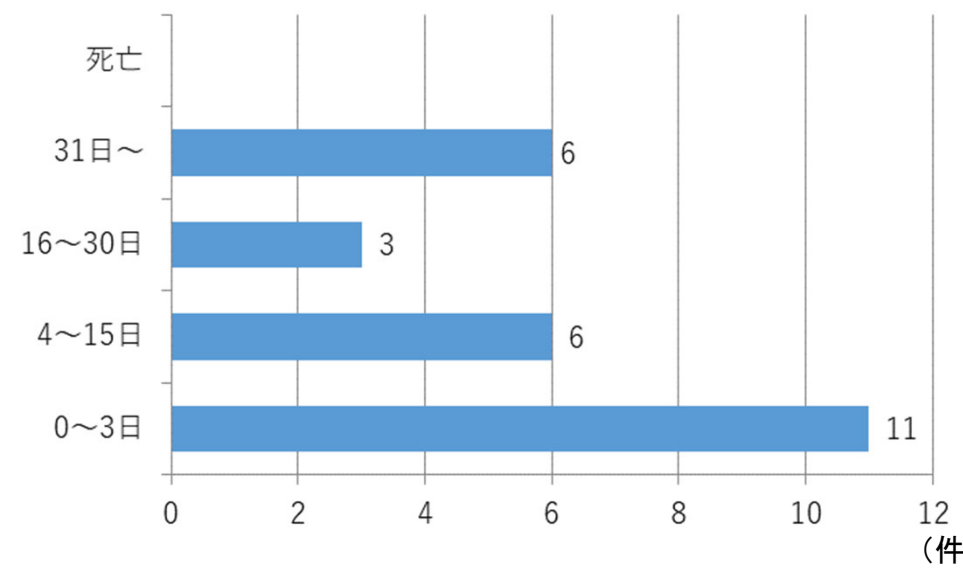
事故の型別の事故件数



職種型別の事故件数



事故による休業日数



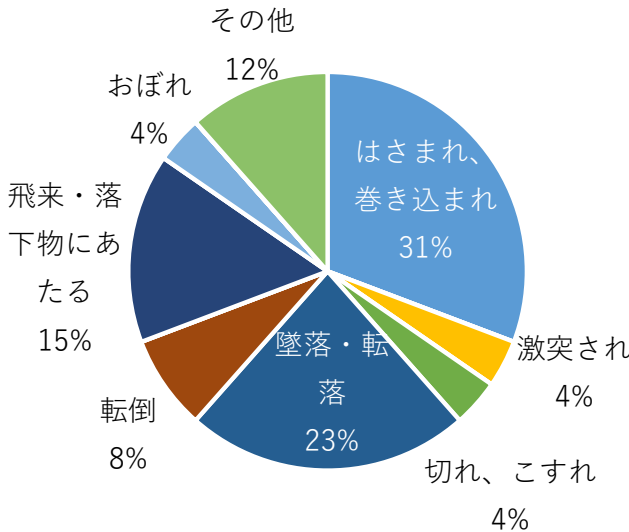
■事故の型別（過去5年）

過去5年における型別死傷災害発生状況（港湾空港直轄工事）

事故の型	R3年度 死傷者数	R4年度 死傷者数	R5年度 死傷者数	R6年度 死傷者数	R7年度 死傷者数	合 計 死傷者数	構成比 死傷者数
はさまれ、巻き込まれ	9	9	10	13	8	49	31%
圧重され							
激突		1	2			3	2%
激突され	4	1	2	2	1	10	6%
交通事故		7				7	4%
切れ、こすれ	1	1		1	1	4	3%
墜落・転落	4		11 (1)	5 (1)	6	26 (2)	16%
転倒	3	3	10	4	2	22	14%
動作の反動・無理な動作	1					1	1%
投げた物にあたる							
飛来・落下物にあたる	3	3	2	4	4	16	10%
崩壊・倒壊							
おぼれ	1 (1)	1 (1)			1	3 (2)	2%
有害物との接触				2		2	1.3%
高温の物との接触							
異物（眼、耳、鼻）							
踏み抜き							
その他	1 (1)	2	2	3	3	11 (1)	7%
合計	27 (2)	28 (1)	39 (1)	34 (1)	26	160 (5)	96%

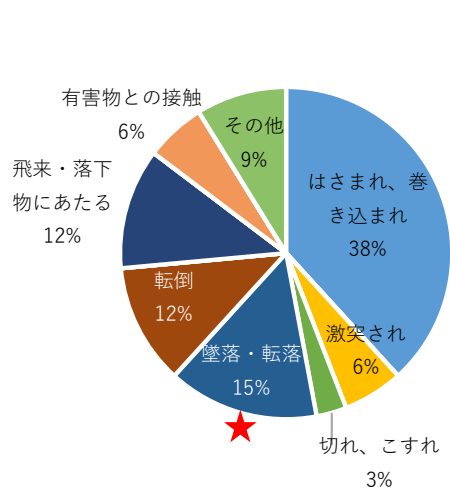
※（ ）内は死者数

R7年度死傷者型別割合



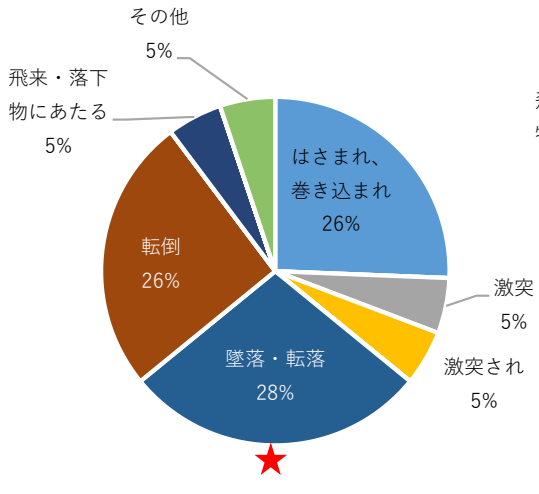
R6年度死傷者型別割合

死亡者数 1人



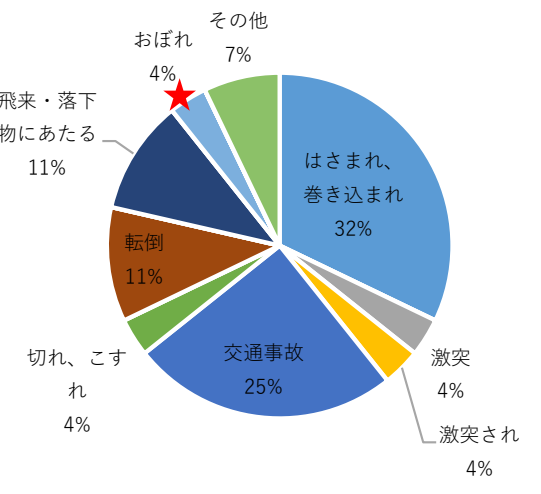
R5年度死傷者型別割合

死亡者数1人



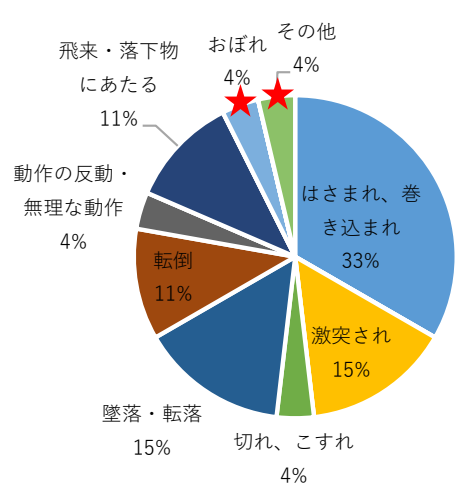
R4年度死傷者型別割合

死亡者数1人



R3年度死傷者型別割合

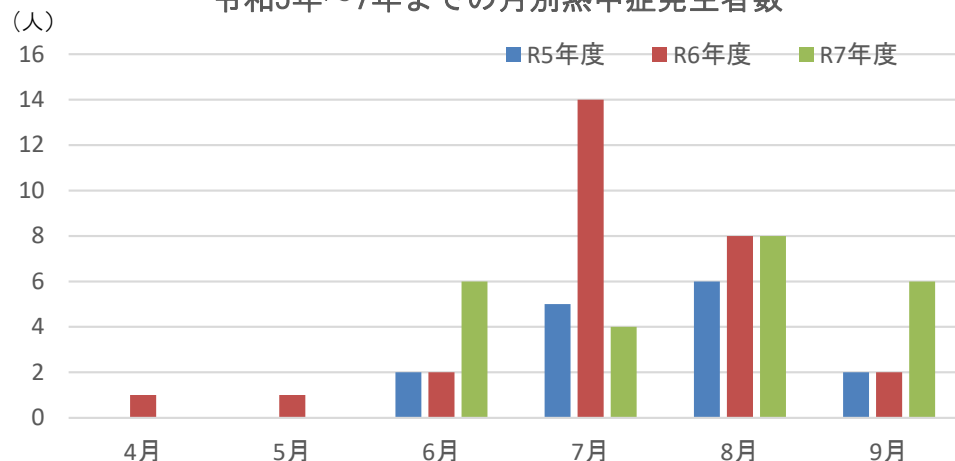
死亡者数 2人



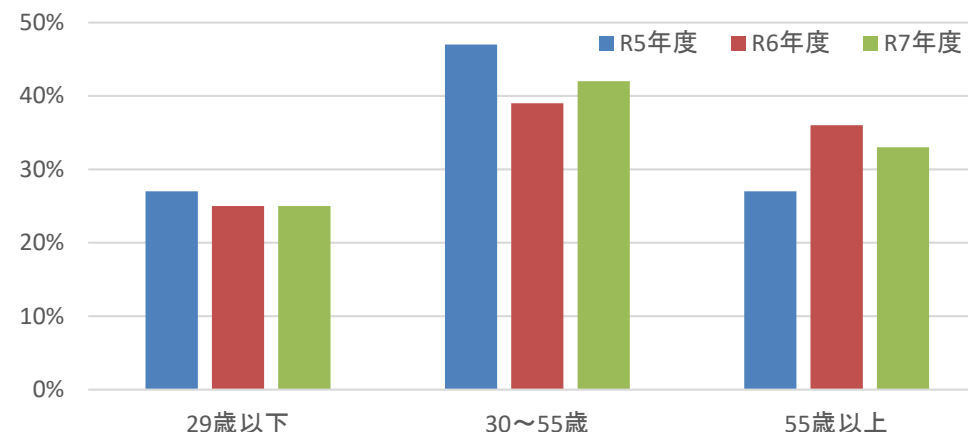
○令和7年度 熱中症(疑い含む)の発生状況一覧

6月期(6名)						7月期(4名)				8月期(8名)								9月期(6名)					合計
6月2日	6月13日	6月16日	6月17日	6月20日	6月20日	7月23日	7月23日	7月25日	7月28日	8月2日	8月2日	8月4日	8月6日	8月6日	8月18日	8月19日	8月24日	9月1日	9月4日	9月10日	9月16日	9月18日	
1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名	2名	1名	1名	1名	1名
26歳	21歳	57歳	34歳	20歳	55歳	64歳	40歳	55歳	54歳	43歳	52歳	57歳	52歳	60歳	58歳	30歳	46歳	40歳、27歳	54歳	55歳	20歳	21歳	24名

令和5年～7年までの月別熱中症発生者数



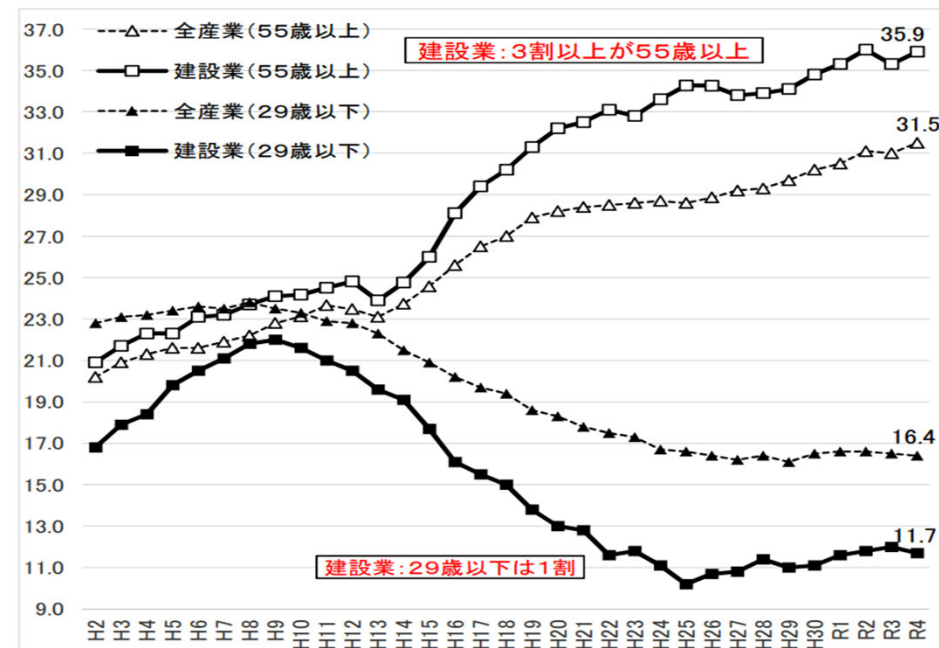
令和5年～7年までの年代別熱中症発生者数



令和7年は、多くの地域で猛暑日・40℃以上の地点数を更新するなど、令和6年夏を上回る高温を記録し、過去に例のない記録的な暑さとなったが、熱中症(疑い含む)発生者数は、前年比4名減の24名であった。

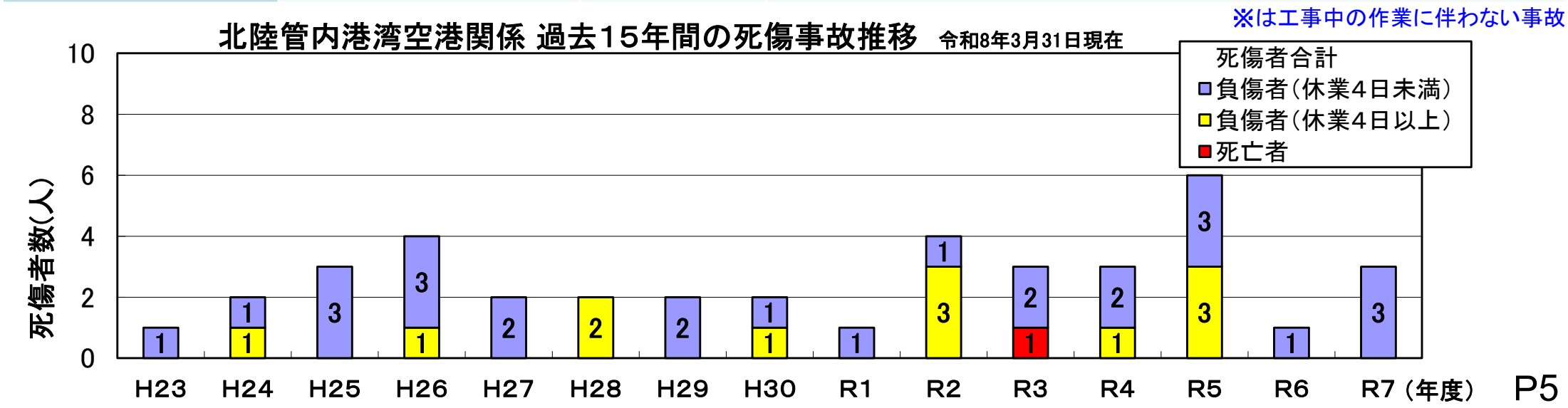
一方、年齢構成別の発生者数割合は、過年度と同程度となっている。

このことから、年齢構成別においては、29歳以下の建設労働者数が全体の約1割程度に対し、熱中症件数は全体の1/4程度を占めており、高齢者のみならず、若手の作業員についてもより一層の熱中症対策の注意喚起をお願いします。



出典: 総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

令和7年度（3件）			
事故発生日時	負傷内容	全治等	被災状況の概要
5月28日（水）9:50頃	左1指挫創	休業なし （全治1週間）	・折れたロッド先端のビット外しのため、係船柱を作業台がわりとしたハンマーによる打撃作業中、ロッドを握る手指が係船柱とロッドにはさまった状態でロッドを叩き手指を負傷
11月12日（水）14:20頃	右環指末節開放骨折	休業なし （加療約1ヶ月）	・揚描船により甲板上まで吊り上げたアンカーが振れ（回転）、アンカーストックと船体間に手指をはさまれ負傷
2月16日（月）11:45頃	右橈骨頭骨折（ひび）、 左膝靱帯損傷ほか	休業なし （加療約6週間）	・排砂管から降りる際、 <u>滑落</u> し負傷
令和6年度（1件）			
事故発生日時	負傷内容	全治等	被災状況の概要
2月 4日（火）11:00頃	左小指不全切断	休業なし （加療約6週間）	・敷鉄板の敷設作業中、手指を <u>はさまれ</u> 負傷
令和5年度（6件）			
事故発生日時	負傷内容	全治等	被災状況の概要
4月13日（木）11:27頃	左眼瞼裂創	休業なし	※空港入場ゲートを閉じる際、扉の支柱に顔をぶつけ負傷
5月15日（月）10:20頃	右側額部挫創	休業なし	※施設巡視に向かう徒歩移動中、立入禁止看板の角に頭をぶつけ負傷
6月 5日（月）14:45頃	右母指末節骨骨折	休業なし	・法面の捨石均しの潜水作業中、捨石と捨石の間に指を <u>はさまれ</u> 負傷
6月 8日（木）13:40頃	右環指指尖部切断	2週間程度	・敷鉄板の敷設作業中、吊具と敷鉄板の間に指を <u>はさまれ</u> 負傷
8月 3日（木）12:20頃	右肋骨多発骨折ほか	2ヶ月程度	※現場巡視中、鋼管杭開口部に転落し負傷
12月22日（金）12:20頃	右上腕骨骨幹部粉碎骨折	3ヶ月程度	※作業船内を徒歩移動中、クレーン装置昇降階段から滑落し負傷



【事故概要】（負傷事故：手指のはさまれ（ハンマー打ち作業））

DB個票 No.289

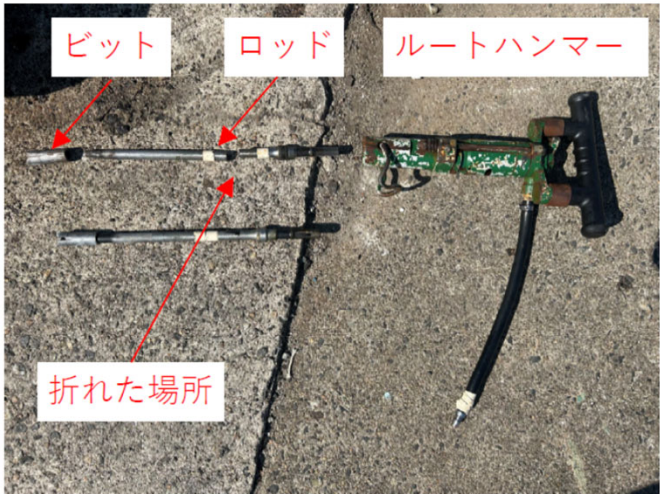
作業内容：水中削孔作業に使用する工具の部品交換

発生状況：潜水士(被災者)が、水中削孔用のルートハンマーのロッドが折れたことへの対処(部品交換)を行うため、陸上に上がり、係船柱を作業台がわりにして折れたロッドを左手に持ってハンマーで叩く作業(ロッド先端のビットを外す作業)を行っていたところ、ロッドを握った左手親指が係船柱とロッドにはさまった状態でロッドを叩いてしまい、左手親指を挫創(皮膚を傷つけ出血)したものの。

負傷状況：左1指挫創 全治1週間（休業0日）

○事故発生時の状況

負傷の原因となった工具



左手親指のはさまれ



【事故概要】（負傷事故：手指のはさまれ（吊上げたアンカーと船体））

DB個票 No.

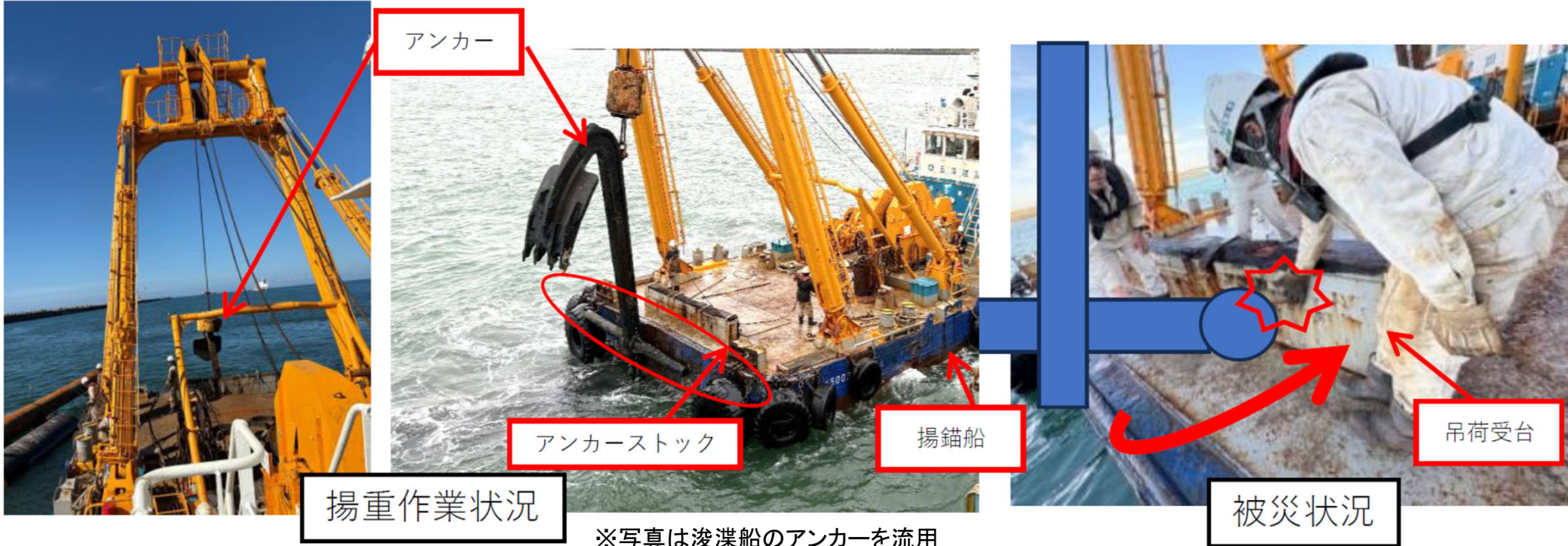
作業内容：フローター管係留アンカーの巻き上げ作業（ポンプ浚渫における排砂管撤去作業）

発生状況：揚錨船によるアンカーの揚重作業において、甲板上まで巻き上げたアンカーが振れた（回転した）ため、玉掛者（被災者）がこれを制御しようと咄嗟にアンカーストックに右手を添えたところ、アンカーストックと船体の間に右手薬指先端がはさまれ負傷したもの。

なお、作業手順書では、アンカーストックが甲板より上とならない位置で一旦止めたのち、引き込みワイヤーを掛けてウインチによりアンカーを引き寄せる手順となっていたが、今回作業では浚渫船のアンカーに比べ小型のアンカーであったため、揚錨船独自の判断でこれらの手順が省略されていた。

負傷状況：右環指末節骨開放骨折 通院加療約1ヶ月間（休業0日）

○事故発生時の状況



※写真は浚渫船のアンカーを流用
（今回事故はフローター管用の小型アンカー）

令和7年度 北陸地方整備局 港湾空港部管内で発生した事故事例 3-3

【事故概要】（負傷事故：排砂管から降りる際の滑落）

DB個票 No.

作業内容：排砂管の解体作業（ポンプ浚渫における排砂管撤去作業）

発生状況：作業ヤード内での排砂管(海底管)の解体作業で、作業員(被災者)は、インパクトレンチを用いて接続フランジのボルトを外す作業を共同作業者とともに行っていた。

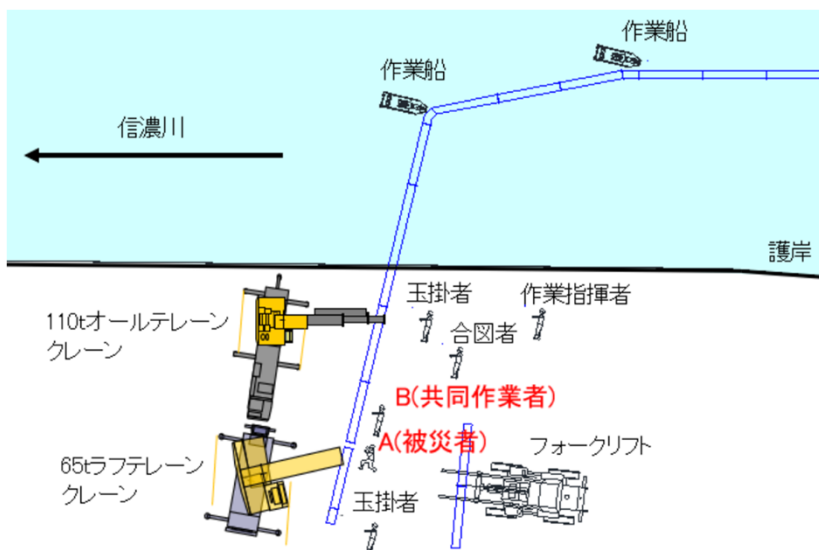
この際に、フランジ上側のボルトに緩みにくい箇所があり、インパクトレンチをしっかりと保持してトルクをかけるため、被災者は排砂管に上がり、跨がった姿勢でボルトの取り外しを行った。

ボルトを外し終え、排砂管から降りるため、跨がった姿勢から左足を右足方向に移した際に、体勢保持のためにフランジに掛けていた右足のつま先が滑り、フランジに左ヒザを打ちつけながら滑落して尻もちをつき、仰向けで敷鉄板上に両ヒジをついたことで、複数箇所を負傷したものの。

なお、事故前の作業手順書では排砂管に上がることを禁止事項に定めていなかったことから、事故を受けた作業手順書では禁止事項として追記するとともに、作業内容変更時のルールが明確化された。

負傷状況：右橈骨頭骨折(ひび)、左膝靱帯損傷ほか 加療約6週間（休業0日）

○事故発生時の状況



排砂管に跨がりボルトを外す



排砂管から降りる際に滑落



【事故概要】（物損事故：交通船と定期貨物船の接触）

作業内容：交通船による人員輸送

発生状況：ケーソン据付現場への人員輸送（ピストン輸送）を行う交通船が、現場から港内の待合せ場所に向かう際に、佐渡島に向けて航行中の定期貨物船「日海丸」と新潟西港の航路内で接触（互いの左舷船首部が接触）した。

日の出前で暗く、交通船（船長1名のみ乗船）は直前まで日海丸に気づけなかった。また、日海丸（500総トン未満で入出港情報対象外だが定期船）の運航に関する情報収集が足りず、事前の注意喚起が欠落していた。

交通船は損傷軽微で負傷者もなく、日海丸に損傷はなかったが事故当日は欠航となり、貨物の積替対応や積荷である新聞の遅配など社会的影響が生じた。

DB個票 No.294



入港する船から見た夜間の新潟港
(操船視界は市街の灯りの影響を受ける)

船首
船首右舷

新潟港西区入出航管制予定情報
(新潟海上保安部HPより)

お知らせ
—新潟海上保安部新潟信号所—

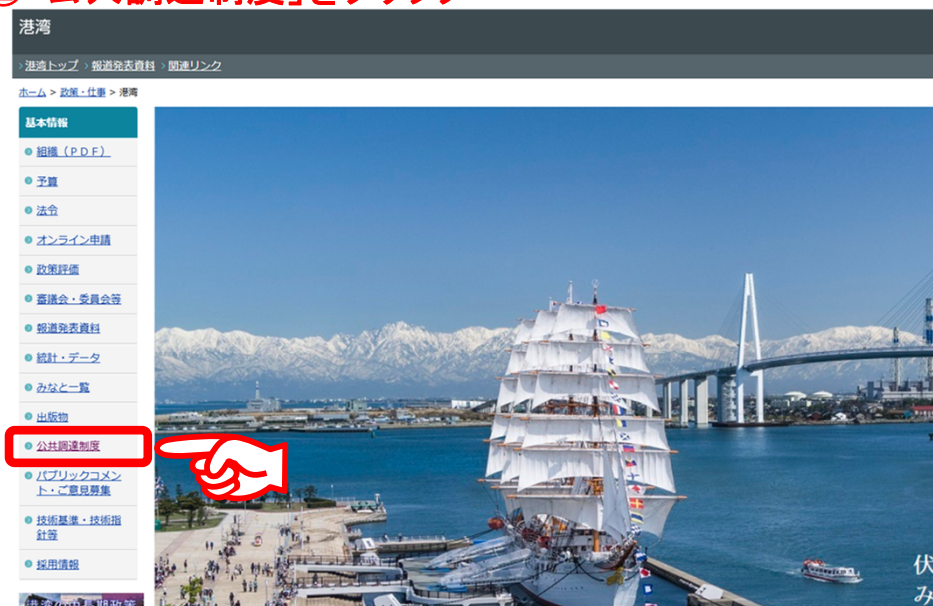
1 浚渫船が平日浚渫作業のため適宜入出航しますのでご注意ください。
2 予定表において、当日の時刻等変更もありますのでご注意ください。
3 港則法施行規則に基づき総トン数500トン以上の一般船舶及び総トン数300トン以上の危険物積載船を対象としています。
注意：午前0時以降は、当日の管制予定となります。
※日付をご確認ください。

2025年10月23日 (2025年10月22日22:38 現在)

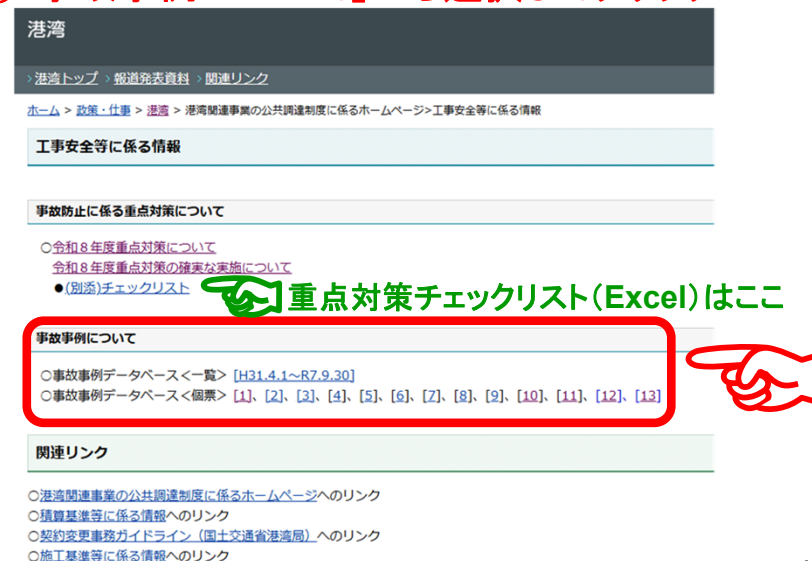
500総トン未満は情報の掲載なし
(別途の情報収集が必要)

入 航 管 制		時 刻	出 航 管 制	
	0830-0925 あざれあ	+		
		+		
		09 + 00		
		+	0925-0955 おけさ丸	
		+		
	0955-1035 8明神丸	10 + 00		

②「公共調達制度」をクリック



④「事故事例について」から選択してクリック



【事故データベース〈一覧〉】の例（Excelファイル）

事故事例データベース<一覧>										H31. 4. 1～R7. 3. 31（参考）最 新通算年度										
国 道 種 別	事 故 種 別	事 故 区 域	発 生 場 所	工 種	工 種 （その他）	作業名	作業名 （その他）	事故の型	事故の型 （その他）	事故分類	被災経緯	事故要因説明	事故防止対策	発生日	職種	経験年数	年令	休業日数区 分	休業日数	
13	285	物損 事故	港湾 工事	海上	08:捨石 及び均 し	40:土 砂・石 材等の 海上投 入		23:その 他（ ）	物損 （ソー ラス フェ ンス損 傷）	1101:取扱 運搬等：積 卸し作業中	7:45 朝礼・ミーティングを実施。 8:00 起重機船が防波堤港内から現場へ向け出 港。 8:30 施工場所にて係留作業を行い、基礎捨石投 入作業開始。 11:35 起重機船のグラブで捨石投入していたと ころ、作業が完了し、現地から離れるため起重機 船のアンカーを緩めた際、突風の影響を受け、陸 側（護岸）に寄ったことで旋回中の起重機船グラ ブがソーラスフェンスに接触し、フェンス及び支 柱が損傷した。	同じ作業の繰り返しによる不測の事態（突風）や 作業安全の監視を油断・軽視した	・フェンス側護岸上部とケーソン側上部に接触注意 喚起用の設備を設置する。 ・クレーンの旋回方向を沖側（逆方向）とする。 ・専属の安全監視員を陸上に配置し、接触危険の場 合は、オペレーターにブザーで警告する。 ・作業時の障害物から最大限の離隔を取った配置計 画とし、作業を実施。 ・現在の作業中止基準（風速：10m/s（10分間平 均））の前段階、風速：8m/s（10分間平均））以 上になった時点で、船長・オペレーター等との打合 せを実施し、作業継続可能な判断を行う。	令和7年5月 2日 11時35 分頃						
13	286	人身 事故	港湾 工事	陸上	21:上部 工	55:型枠 組立・ 解体		09:切 れ、こ すれ		1299:工具 等取り扱 い：その他	8:00 ラジオ体操、朝礼、危険予知活動、8:15 作業開始（作業内容、型枠組立）、9:21 型枠資 材丸鋸切断時、左太もも裂傷 9:22 発注者へ連絡、9:23 全作業中止（全員待 機）関係各所に連絡、 9:25 傷口の状況確認（血は止まりかけている、 自分で歩ける状況、病院搬送） 9:50 本局への報告 電話連絡の後、メールで第 1報、9:53 総合医療センター 到着 10:44 病院にて消毒、医師による治療待ち、 10:58 治療開始、12:45 治療完了、13:40 現 場に戻り状況確認 その後帰宅	作業員への安全教育（新規入場者教育、安全教育訓 練、日々の安全ミーティング、KY活動）について は、実施していたことは確認できるが、下記につい て不備があった。 ① 元請けとして安全教育、作業手順書の基本的 ルールについて、作業員の理解度が不足しているこ とを確認出来ていなかった。 ② 作業員が丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容や作 業手順書を軽視し、不安全な作業条件及び姿勢で作 業を行った。 ・電動丸鋸を座って扱った。電動丸鋸を体の正面で 扱った。電動丸鋸を不安定な状態で扱った。	① KY活動の安全教育を充実させるとともに、 丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容及び作業手順 書の徹底を図るために、元請けとして作業員の理 解度の確認を行う。 ② 新たに電動丸鋸を使用する場所（加工台）を 整備、指定するとともに、切断材料を固定する器 具等使用させる。	令和7年5月 16日 9時21 分頃	普通作業員	19年 01月		35	1:0～3	0
13	287	物損 事故	港湾 工事	陸上	29:その 他（ ）	04:材 料、資 材等の 積み込 み、積 下ろし （機械等 による）		23:その 他（ ）	水道の 破損	1399:その 他：その他	作業員全員で朝礼終了後、KYミーティングを行 い、作業を開始した。 14:00頃から左側の舗装撤去作業を開始し、 14:30分頃に重機(0.45BH)を運転していた運転 手が鉄蓋を確認できない状態になっており重機 (0.45BH)のバケットで鉄蓋をひっかけ、鉄蓋を 持ち上げ水道の空気を破損させた。	【管理的要因】 ・認識できない状態になって位置を確認できる ようにしていなかった。 ・鉄蓋の注意喚起を行っていなかった。 【人的要因】 ・鉄蓋があることは把握していたが作業時に確認 できない状態になっていた。 ・鉄蓋等の支障物付近の作業時、慎重に作業しな かった。	【管理的要因】 朝礼時に、埋設物付近での作業の有無を確認し、 注意喚起を適宜なく行う。該当作業がある場合は 事前の現地確認、カラーコーン等の設置やスプ レー等々を実施する。 【人的要因】 ①運転手への指導・安全教育を改めて徹底する。 ②運転手自身による周辺確認を徹底し、意識付け を強化する。	令和7年5月 23日 14時 30分頃						

【事故データベース〈個票〉】の例（PDFファイル）

事故事例データベース<個票> No.286

作業ヤード

事故発生位置

作業状況図

円盤のこがギガッパツして大股部に直撃・挫創

事故概要
1. KY活動の安全教育を充実させるとともに、丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容及び作業手順書の徹底を図るために、元請けとして作業員の理解度の確認を行う。
2. 新たに電動丸鋸を使用する場所（加工台）を整備、指定するとともに、切断材料を固定する器具等使用させる。

事故事例データベース<個票> No.287

発生状況図

発生状況写真

事故概要
1. KY活動の安全教育を充実させるとともに、丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容及び作業手順書の徹底を図るために、元請けとして作業員の理解度の確認を行う。
2. 新たに電動丸鋸を使用する場所（加工台）を整備、指定するとともに、切断材料を固定する器具等使用させる。

事故事例データベース<個票> No.291

発生状況図

発生状況写真

事故概要
1. KY活動の安全教育を充実させるとともに、丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容及び作業手順書の徹底を図るために、元請けとして作業員の理解度の確認を行う。
2. 新たに電動丸鋸を使用する場所（加工台）を整備、指定するとともに、切断材料を固定する器具等使用させる。

事故事例データベース<個票> No.295

発生状況図

発生状況写真

事故概要
1. KY活動の安全教育を充実させるとともに、丸鋸等取扱作業従事者安全教育内容及び作業手順書の徹底を図るために、元請けとして作業員の理解度の確認を行う。
2. 新たに電動丸鋸を使用する場所（加工台）を整備、指定するとともに、切断材料を固定する器具等使用させる。

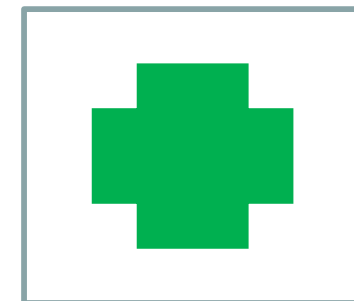
【キーワード】

「工事等を進めるうえで最優先すべきことは安全である」

【事故災害防止重点項目】

管内及び全国の直轄工事における過去の事故災害発生状況や発注工事等から以下を重点項目とする。

- ① はさまれ・巻き込まれによる事故防止
- ② 墜落・転落事故防止
- ③ おぼれ、潜水作業時の事故防止
- ④ 作業船等の係留作業時の事故防止（飛来・落下物・物損）
- ⑤ 物損公衆災害防止



北陸の事例（数字は事故事例データベースの個票番号） ※令和1年4月～令和7年9月まで（毎年半期毎（3月・9月）に更新）

①: 91, 105, 106, 198
②: 105, 186
③: 24, 141, 158, 274
④: 21, 52, 79, 117, 186, 187, 278, 289
⑤: 24, 37, 59, 101, 141, 142, 250, 274, 276, 281, 287, 294
これ以外: 69, 106, 117, 134, 158, 165, 178, 183, 213

・ 下線は重複で表示
・ 赤字は傷害の程度が大きいもの
・ これ以外の内訳
激突され : 106, 165
激突 : 178, 183
飛来落下 : 69, 158
切れこすれ: 117
転倒 : 134, 213

事故発生時の連絡体制について

○事故が発生したら、必要な措置を取った上で、速やかに監督職員に報告(第一報)

→「**30分ルール**」の徹底 (時間外、夜間も同様)

○報告の際には、分かっていること、分からないことを明確に

→曖昧にしない。分からないことは分かり次第で可

⇒上記について、作業員含め周知徹底をお願いしたい

